

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた上場制度上の対応に係る
有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表	4

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1編 (略)</p> <p>第2編 株券等</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p>第7章 雑則</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 雑則 (第702条—<u>第727条</u>)</p> <p>第3編～第7編 (略)</p> <p><u>(2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた形式要件の特例)</u></p> <p><u>第722条 新規上場申請者 (第205条第7号</u> (新設)</p> <p><u>c (第206条第1項第1号による場合を含む。)又は第212条第6号b (第213条第1項第1号、第216条の3第5号a、第216条の4第2号b、第216条の6第2号b又は第216条の7第4号による場合を含む。)に適合しない者に限る。)が、新規上場申請を行うときにおける虚偽記載又は不適正意見等の取扱いは施行規則で定める。</u></p> <p><u>2 市場第二部銘柄である上場株券等を発行する上場会社 (第308条第7号bの2に適合しない者に限る。)が、当該上場株券等の市場第一部銘柄への指定の申請を行うときにおける虚偽記載又は不適正意見等の取扱いは施行規則で定める。</u></p> <p><u>(2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた上場市場の変更審査の特例)</u></p> <p><u>第723条 前条第1項の規定は、上場株券の上場市場の変更申請又は内訳区分の変更申請を行うときについて準用する。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1編 (略)</p> <p>第2編 株券等</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p>第7章 雑則</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 雑則 (第702条—<u>第721条</u>)</p> <p>第3編～第7編 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた指定替え基準の特例)

第724条 上場会社が事業年度の末日に債務超 (新設)

過の状態となった場合であって、その理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると当取引所が認めたときにおける当該上場会社についての第311条第1項の規定の適用については、同項第5号を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

(2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた本則市場の上場廃止基準の特例)

第725条 上場会社が事業年度の末日に債務超 (新設)

過の状態となったとき又は上場会社が直前事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったときであって、その理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると当取引所が認めたときにおける当該上場会社についての第601条第1項の規定の適用については、同項第5号を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

(2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたマザーズの上場廃止基準の特例)

第726条 上場会社が事業年度の末日に債務超 (新設)

過の状態となったとき又は上場会社が直前事業年度の末日に債務超過の状態である場合におい

て、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったときであって、その理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると当取引所が認めたときにおける当該上場会社についての第603条第1項の規定の適用については、同項第3号を次のとおりとする。

(3) 債務超過

上場会社はその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

（2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたJASDAQの上場廃止基準の特例）

第727条 第725条の規定は、第604条の (新設)

2第1項第3号及び第604条の4第1項第2号の規定により第601条第1項の規定を適用する場合について準用する。

付 則

- 1 この改正規定は、令和2年4月21日から施行する。
- 2 改正後の第724条の規定は、令和2年3月13日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。
- 3 改正後の第725条から第727条までの規定は、令和2年3月13日以後の日を事業年度の末日又は上場廃止に係る猶予期間の最終日とするものから適用する。

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1編 (略)</p> <p>第2編 株券等</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p>第7章 雑則</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 雑則 (第716条—<u>第730条</u>)</p> <p>第3編～第6編 (略)</p> <p><u>(2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた上場審査料等の特例)</u></p> <p><u>第703条の4 第702条第2項第2号及び第703条第2項の規定にかかわらず、上場審査料又は予備審査料については、新規上場申請者が当該新規上場申請より前に新規上場申請又は予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の新規上場申請日(予備申請を行った場合にあつては、新規上場予備申請書に記載した新規上場申請を行おうとする日)の属する事業年度の初日から起算して3年以内に新規上場申請又は予備申請を行う場合であつて、当該新規上場申請又は予備申請より前の新規上場申請又は予備申請により新規上場に至らなかった理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると当取引所が認めたときは、その支払いを要しないものとする。</u></p> <p><u>(2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた形式要件の特例の取扱い)</u></p> <p><u>第728条 規程第722条第1項(規程第723条において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける本則市場への新規上場申請者(規</u></p>	<p>目次</p> <p>第1編 (略)</p> <p>第2編 株券等</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p>第7章 雑則</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 雑則 (第716条—<u>第727条</u>)</p> <p>第3編～第6編 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

程第723条において準用する場合にあっては、本則市場への上場市場変更申請者) についての第212条第7項(第313条の2第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第212条第7項第2号中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書又は四半期レビュー報告書において、2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

2 規程第722条第1項(規程第723条において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるマザーズ又はJASDAQへの新規上場申請者(規程第723条において準用する場合にあっては、マザーズへの上場市場変更申請者若しくはJASDAQへの上場市場変更申請者又は内訳区分変更申請者)についての第227条第6項の規定の適用については、同項第2号中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書において、2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

3 第1項の規定は、規程第722条第2項の規定の適用を受ける上場会社についての第310条第7項第2号の規定において準用する第212条第7項の規定の適用について準用する。

(2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた指定替え基準の特例の取扱い)

第729条 第311条第5項(第1号cを除く。)の規定は、規程第724条の規定の適用

(新設)

を受ける上場会社について準用する。この場合において、第311条第5項第1号a及びb並びに第2号中「規程第311条第1項第5号」とあるのは「規程第724条において読み替えて適用する規程第311条第1項第5号」と、同項第1号d中「規程第311条第1項第5号ただし書」とあるのは「規程第724条において読み替えて適用する規程第311条第1項第5号」と読み替える。

(2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた本則市場、マザーズ及びJASDAQの上場廃止基準の特例の取扱い)

第730条 第601条第4項(第603条第3 (新設)

項において準用する場合を含む。)の規定は、規程第725条(規程第727条において準用する場合を含む。)又は規程第726条の規定の適用を受ける上場会社について準用する。この場合において、第601条第4項中「規程第601条第1項第5号」とあるのは「規程第725条(規程第727条において準用する場合を含む。)又は規程第726条において読み替えて適用する規程第601条第1項第5号又は規程第603条第1項第3号」と、同項第3号中「1年」とあるのは「2年」と読み替える。

2 規程第725条(規程第727条において準用する場合を含む。)又は規程第726条の規定の適用を受ける上場会社についての第605条の規定の適用については、同条第1項第7号中「規程第601条第1項第5号(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。)又は規程第603条第1項第3号若しくは第4号(規程第604条第1項第1号又は同

条第2項第4号による場合を含む。）」とあるのは「規程第725条（規程第727条において準用する場合を含む。）若しくは規程第726条において読み替えて適用する規程第601条第1項第5号（規程第604条の2第1項第3号及び第604条の4第1項第2号による場合を含む。）若しくは規程第603条第1項第3号又は同項第4号」とする。

付 則

この改正規定は、令和2年4月21日から施行する。